

1000万まで信託打ち税金免除

受託者へ銀行

要介護4 ↑

5 = 障害者となる。

障害 → 老人

96年

高橋信雄

質 問 票

平成24年(2012年)7月8日

日本司法書士会連合会 民事信託推進委員会

【質問の趣旨：台湾の信託制度をより理解するために】

1. 心身障害者権益保護法について

2007年心身障害者権益保護法83条「財産管理能力のない心身障害者の財産権を保護するため、国の所管官庁は地方の所管官庁とともに、心身障害者信託の業務開始を信託業者に推進することとする。」とありますが、

- (1) 「国の所管官庁」および「地方の所管官庁」とは具体的にはどのような官庁ですか？
- (2) 「信託業者」とは信託銀行を指しますか？加えて信託銀行以外の民間の信託会社が存在しますか？
- (3) 障害者支援信託は、「自益または他益の両方の可能性がある。」と書かれています。が、他益についての税務上の免税特典があるのでしょうか？
- (4) 「障害者支援信託業務を扱っている銀行は、計19行で、10行は金銭信託に限っており、残る9行は、現金以外に、有価証券と不動産も受け入れている。」とあります。そして、その手数料として「管理手数料(信託財産価値の0.1%~0.6%)」とありますが、管理手数料を最大限の0.6%としても、平均300万円(840万円)の信託財産では、年間18,000円(50,400円)では、ペイできないものと思います。不動産を受け入れている銀行は制限なしの部類の不動産と思われるますが、実情ご存知であれば教えてください。と思います。
- (5) 台湾では、信託業法が2000年7月9日が制定公布されていますが、その後の改正はないのでしょうか？例えば、日本の改正信託業法のように銀行以外の信託会社は認められているのでしょうか？大まかな許可要件を教えてくださいませんか？

2. 老人福祉法について

2007年老人福祉法14条2項「法定扶養義務者のない老人が裁判所により禁治産と宣告された場合に、その財産の管理と処分は、国の所管官庁に許可された信託業機構に委ねることができる。」とありますが、

6000万まで信託した税金免除

受託者は銀行

要介護4 ↑

5 = 障害者となる。

障害 → 老人

96年

商業信託

質 問 票

平成24年(2012年)7月8日

日本司法書士会連合会 民事信託推進委員会

【質問の趣旨：台湾の信託制度をより理解するために】

1. 心身障害者権益保護法について

2007年心身障害者権益保護法83条「財産管理の能力のない心身障害者の財産権を保護するため、国の所管官庁は地方の所管官庁とともに、心身障害者信託の業務開始を信託業者に推進することとする。」とありますが、

- (1) 「国の所管官庁」および「地方の所管官庁」とは具体的にはどのような官庁ですか？
- (2) 「信託業者」とは信託銀行を指しますか？加えて信託銀行以外の民間の信託会社が存在しますか？
- (3) 障害者支援信託は、「自益または他益の両方の可能性がある。」と書かれています。が、他益についての税務上の免税特典があるのでしょうか？
- (4) 「障害者支援信託業務を扱っている銀行は、計19行で、10行は金銭信託に限っており、残る9行は、現金以外に、有価証券と不動産も受け入れている。」とあります。そして、その手数料として「管理手数料(信託財産価値の0.1%~0.6%)」とありますが、管理手数料を最大限の0.6%としても、平均300万円(840万円)の信託財産では、年間18,000円(50,400円)では、ペイできないものと思います。不動産を受け入れている銀行は制限なしの部類の不動産と思われるのですが、実情ご存知であれば教えてください。と思います。
- (5) 台湾では、信託業法が2000年7月9日が制定公布されていますが、その後の改正はないのでしょうか？例えば、日本の改正信託業法のように銀行以外の信託会社は認められているのでしょうか？大まかな許可要件を教えてくださいませんか？

2. 老人福祉法について

2007年老人福祉法14条2項「法定扶養義務者のない老人が裁判所により禁治産と宣告された場合に、その財産の管理と処分は、国の所管官庁に許可された信託業機構に委ねることができる。」とありますが、

- (1) 「老人」の定義は何歳からですか？
- (2) 「国の所管官庁」とは心身障害者権益保障法の定義と同一でしょうか？
- (3) 「信託業機構」とは、心身障害者権益保護法上の「信託業者」とは異なった概念でしょうか？ 具体的にはどのような機構ですか？ 仮に注釈にあるように「中華民国信託業商業同業公会」のことでしょうか？
- 「中華民国信託業商業同業公会」は日本であろうところの「信託協会」のようなものでしょうか？
- (4) 高齢者支援信託を扱っている銀行は13行となっていますが、最も実績が多かった銀行でも契約数60件以下で、3行では僅か1件のみと書かれています。高齢者の方が利用が多いものと思いましたが意外な感じが致します。受託者を親族とする民事信託(または家族信託)という手法は台湾では余りないのでしょうか？

【質問の趣旨：台湾の制度との比較を通じて、
将来の日本における信託の普及の可能性を探りたい】

1. 日本において信託を活用する場合、受託者となる者に対し信託業法が適用される場合があり、弁護士・司法書士等法律専門職が受託者となることが困難なため、受託者の担い手不足が問題となつていますが、台湾において、受託者不足のような問題はありますか？
2. 老人福祉法・心身障害者権益保持法に基づき受託者と信託法に基づく受託者に、例えば、資格や適用法令等、何らかの違いがありますか？
3. 一般人が受託者となるケースはどの位でしょうか？
4. 一般人が受託者となる場合、報酬の取り扱いはどのようになっていますか？
5. 障害者支援信託、高齢者支援信託において、裁判所が受託者として、法律専門職を選任するケースはありますか？

以上

7月8日

3850~4000人

韓国の弁護士

2014 (平均5件) (弁護士も多い)

台湾における障害者・高齢者・未成年者支援の信託

黄 詩淳*

一、はじめに

日本では最近、後見制度支援信託の導入が話題となっている。それは、成年後見開始事件数の増加に伴う不正事例¹を踏まえて、本人の財産の管理・保護を確保するために信託を利用しようとする最高裁判所事務総局家庭局の提案から生まれたものである²。すなわち、この信託は、後見人が家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき、本人の現金や預貯金に関して、信託を活用して管理する仕組みである。ただ、この制度が本人の自己決定の尊重や柔軟な財産管理や身上監護にもとる重大な疑義があるとして、導入に反対する意見もあつたため、当初予定 2011 年 4 月の導入が延期され、最高裁は、2012 年 2 月を目的に制度を発足させると発表した³。

後見と信託はともに財産管理制度として、かねてから両者の役割分担についての議論が見られる。新井誠教授は、一つの可能性として、大きな財産を信託で管理運用し、信託財産から給付された金銭の管理と日常的な支払いを後見人等が担当し、よって財産管理に関する後見人等の負担を軽減するという連携関係を示唆している⁴。この提言は後見制度支援信託とさほど変わらないように見えるが、その出発点は全く異なるものである。すなわち、新井教授の提案は、後見と信託の相互機能補完に着目し、同じく本人の意思で事前に設定された任意後見と信託との連携におけるリスクを特に強調しているのに対して、後見制度支援信託は、本人の財産を信託に付し、後見人による不正行為を防止することに主眼を置いたため、その適用対象には、保佐・補助及び任意後見を含まず、判断能力の最も弱い成年被後見人と未成年者に限られている⁵。本来、後見人の権限濫用の防止策としては、裁判所の監督機能を強化することが本筋であり、その意味において、後見制度支援信託が抜本的な解決策ではない⁶。

* 国立台湾大学法律学院助理教授。

1 浅香竜太・内田哲也「後見制度支援信託の目的と運用」旬刊金融法務事情 1939 号(2012 年)33 頁の調査資料によれば、平成 22 年 6 月から平成 23 年 6 月までの 13 ヶ月間、不正行為が判明した事案は 239 件である。また、成年後見人が被後見人の財産を横領したにもかかわらず、それを認識した家庭裁判所審判官がさらなる横領を防止する適切な監督処分をしなかったことが、家事審判官に与えられた権限を逸脱して著しく合理性を欠くと認められたため、国家賠償請求が適用された訴えがすでに現れている。広島高裁平成 24 年 2 月 20 日判決(裁判所ウエブサイト)。結論は一部認容)。

2 寺本恵「後見制度支援信託の概要」旬刊金融法務事情 1939 号(2012 年)43 頁。

3 「法務 BLOG」後見制度支援信託の導入をめぐって」旬刊金融法務事情 1935 号(2011 年)128 頁。

4 新井誠「成年後見法と信託法」(有斐閣、2005 年)144~146 頁。新井誠「終章 高齢社会における個人信託制度の必要性」新井誠編「高齢社会における信託と遺産承継」(2006 年、日本評論社)290 頁。

5 もっとも、後見制度支援信託が保佐・補助・任意成年後見に適用されない理由として、保佐人・補助人・任意成年後見人に与えられた代理権が特定の範囲のものに限り、包括的なものではないため、(法定後見人が契約を締結するような)後見制度支援信託の仕組みに適しないと挙げられている。寺本・前掲注 1)44 頁。

6 日本弁護士連合会「最高裁判所提案『後見制度支援信託』に関する意見書」2011 年 3 月 27 日

<http://www.nichibenren.or.jp/library/in/opinion/report/data/110327_4.pdf>7~8 頁。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート「『後見制度支援信託』の運用にあたっての理事長声明」2011 年 10 月 19 日

<<http://www.legal-support.or.jp/notice/detail/id/487/>>。

とはいえ、裁判所の物的・人的整備が調うまで、とりえず本人の財産を後見人から凍結・隔離し、その安全を図る一時的な対応として、信託を利用するという発想は、決して不自然ではない。現実には台湾ではすでに1997年からこのような仕組みが法的に確立されている。それは、当時の心身障害者保護法(2007年から「心身障害者權益保障法」に改名)により初めて導入された規定であり、後に2003年に児童と少年福祉法の立法及び2007年に老人福祉法の改正の際にも取り入れられたものである。現在は、障害者、未成年者と高齢者を支援する信託として、心身障害者權益保障法第83条、児童と少年福祉及び權益保障法72条と老人福祉法第14条に明文があるほか、必ずしも数が多くないものの具体的な裁判例が存在する。したがって、以下はこのような制度導入の背景と理由、制度自体の概要及び裁判例と信託実務からみた運用の実態を紹介し、最後は若干の私見を提示したいと考える。

二、台湾における障害者・高齢者・未成年者支援の信託に関する法規定

台湾の信託法は1996年1月26日に公布された。それを受け、1997年の心身障害者保護法は、障害者が利用できる財産管理制度の一つとして信託を導入し、これが障害者支援信託の嚆矢となった。以下ではその立法過程を整理し、最後には条文から後見と信託との関係を分析することとしたい。

1. 障害者支援の信託の立法経緯

心身障害者保護法の前身である障害者福祉法は条文数が少なく(26ヶ条。1990年修正は31ヶ条に増加)、内容も充実していなかったため、1997年に全面改正が行われた。障害者支援信託は、立法委員顏錦福委員らの草案(以下、顏草案に略称)に始めて現れたのである。すなわち、顏草案の第12条は、「障害者の直系親族または扶養者が若いときには、なお障害者にあるべき世話または保障を維持するため、国の所管官庁は地方の所管官庁とともに、障害者支援後見制度及び財産信託制度を構築しなければならない」と定めていた。その提案理由では、障害者が自らの直系親族または扶養者が若いときでも生活を続けられるため、適切な制度を設計し障害者の福祉を守る必要があると説明していた⁷。その後、国会で審議された結果、この提案が妥当であるとされ、具体的な規定(心身障害者保護法第43条)とされた。

2007年に心身障害者保護法が今一度全面改正され、心身障害者權益保障法となったと同時に、元の第43条は第83条に異動され、内容も修正された。すなわち、「財産管理能力のない心身障害者の財産権を保護するため、国の所管官庁は地方の所管官庁とともに、心身障害者信託の業務開始を信託業者に推進することとする」のである。留意すべきことは、条文が「財産管理能力のない心身障害者」と規定していることで、その適用対象は、判断能力のある障害者を含まず、知的障害者に限定すべきであるという指摘があることである⁸。また、元の条文には障害者支援後見制度も定められたものの、新法は後見を第81条、信託を第83条という条文に分けて規定を置いた。

⁷ 立法院公報 83 卷 57 期(1994 年)73 頁。

⁸ 潘秀菊「身心障礙者信託規劃之相關議題」(中華民國信託業商業同業公會委託研究報告、2010 年 10 月)12 ~13 頁(中華民國信託業商業同業公会的 HP <www.trust.org.tw/files/993035901.pdf>に掲載されている)。

2. 高齢者支援の信託の立法経緯

高齢者の後見(当時は禁治産)及び信託による財産管理については、旧法には特に明文が置かれていなかった。2007年老人福祉法改正の際に、心身障害者保護法の規定が参照され、財産管理のうち、後見に関するものは第13条、信託に関するものは第14条にそれぞれ規定が置かれた。信託について、当初、行政院の草案は、現行法の第14条第1項に相当するものであり、すなわち、「老人の財産を保護するため、地方の所管官庁は、その財産に信託を設定することを推進する」と定めている。他方で、現行法の第2項は、立法委員の提案によるものであり、具体的には、「法定扶養義務者のない老人が裁判所により禁治産と宣告された場合に、その財産の管理と処分は、国の所管官庁に許可された信託業機構に委ねることができる」と規定している。また、立法の説明として、本条は心身障害者保護法第43条の趣旨及び信託法の規定を参照して制定されたと明確に記載されている。

その後、2008年に民法における禁治産制度が成年後見制度に改正されたのに鑑み、2009年にこの条文は改正されたが、具体的には「禁治産」を「後見または補助」¹⁰⁾に修正したのみであり、実質的な内容は変わっていない¹¹⁾。

3. 未成年者支援の信託の立法経緯

未成年者は一般的には多額の財産を有せず、仮にそのような財産があるとしても、父または母という親権者が管理しているので、わざわざ信託するニーズが少ない。実は未成年者支援の信託は、非常に特殊な背景すなわち1999年の九二一大震災の下で、両親を失った未成年者に与えられた巨額の甲慰金・民間の寄付・保険金・遺産等を管理するという未成年者の需要のために設けられた制度であり、その基礎は、99年震災の復興を目的とする「九二一大震災重建暫行条例」(性質は法律)である。この条例の26条4項は、「裁判所は未成年者の財産の全部または一部について、別途にその管理の方法を指定または改定し、且つ後見人が未成年者を代理して信託を設立し当該財産を管理することを命ずることができる」と定めている。次に、このような未成年者が得た公的給付、民間の寄付及び相続財産について、その財産管理人は、当該未成年者のために信託を設立しなければならない(27条2項)。仮に財産管理人が信託設立を行わない場合は、所管官庁は、未成年者に代わって財産の返還を求めたうえで信託を設立することができる(27条3項)。以上の未成年者の信託に関する措置は、前述した心身障害者保護法第43条とは異なり、行政の信託推進義務を一般的に規定するのではなく、むしろ直接に裁判所が後見人に対して信託の設立を指導する権限、後見人の信託設立義務及び行政の強力な介入を認めている。とはいえ、結果的には、未成年者の信託設立は、ほとんど裁判所を経由しておらず、行政の指導の下で完成されたものであるから、27条2項の意義は26条4項より大きいと認めなければならぬ。

さらに、2000年7月に内政部は、未成年者の財産管理を監督するために、上述の条例26条5項に基づいて、「九二一大震災災害地域未成年者財産管理及び信託辦法」(性質は

⁹⁾ 立法院公報 96 卷 3 期(2007 年)189 頁。

¹⁰⁾ 原文は「監護」と「補助」である。「監護」は日本の後見と相当するため、本文ではすべて「後見」と称する。しかし、「補助」は日本の保佐と補助の両方に当たるため、以下では原文を使い論じることとする。

¹¹⁾ 改正の説明は、立法院公報 98 卷 40 期(2009 年)193～194 頁。

裁判所

親族

三一震災

信託受託者

(未成年者)

命令)を公布し、財産管理と信託の指導方針について定めた。その中で、8条1項は、受託者の資格を「信託または金融業者」に制限し、加えて、一人以上の信託監督人を要すると定めているほか、11条は、受託者が財産管理について義務違反した場合に、所管官庁は後見人と未成年者が裁判所に対して受託者の解任を申し立てることを支援するとしている。

なお、付言すると、上述した条例の28条は、震災で傷害を負い心身喪失となった者についても、行政が禁治産の手続の申立を支援するほか、後見人に対して本人の財産を信託するよう指導する裁判所の権限を認めている。また、このような禁治産者についても、内政部は「禁治産者財産管理及び信託辦法」を制定し、同じく8条と11条で信託について規定している。

前述した震災に関わる法律と命令はすでに廃止された。その代わりに、2003年5月に施行された児童と少年福祉法49条は「(第1項)児童及び少年の財産が侵害されるおそれがあると認められる場合は、所管官庁は、裁判所に対して、児童及び少年の財産の管理・使用・収益または処分について、社会福祉所管官庁または他の適切な者を後見人に選任すること、あるいは後見の方法を指定すること、及び財産の全部または一部の管理について受託人を指定または改定することを求めることができる。(第2項)前項の裁定の確定前に、地方自治体の所管官庁は児童と少年に代わってその財産を保管することができる」と定めている。また、「児童と少年福祉法」は2011年11月30日「児童と少年の福祉及び權益保障法」に改正されたが、未成年者の信託に関する規定は、72条に移行し、その1項と2項の内容は変わっていないが、3項が新たに加えられた。すなわち、3項は「第1項の財産管理及び信託に関する規定は、地方自治体の所管官庁がこれを定める」とされている。

現在、いずれの自治体もまだ72条3項に基づき条例を施行していないが、台北市は既に草案を作成し、他の自治体に先んじてこの事業を完成するのではないかと見られている。この草案を制定する過程には、内政部児童局(中央の所管官庁)の代表も加わっていたようであるから、その内容は他の自治体の条例作成のモデルになりそうである。以下ではこの台北市の条例の草案における信託に関する重要な内容を若干紹介する。

(1) 未成年者の財産が、現金が50万元以上、または財産総額が300万元以上ある場合には、信託を設定し財産を管理することができる(6条6号)。
(2) 受託者の資格は、信託業法2条または3条に定められた信託を業とする信託または銀行業者に限定されており、さらに、一人以上の信託監督人の指定が必要である(7条1項)。

(3) 後見人は、信託契約締結後及び受託者から定期的な会計報告書を受け取ってから15日以内に、契約及び会計報告書の写しを所管官庁に送付しなければならない(8条)。

4. まとめ

立法者が信託と後見との関係をどう考えているのかは、老人福祉法第14条第2項から

垣間見ることができる。当該規定は、「法定扶養義務者のない高齢者」に対して、国は後見または補助の開始に協力するほか、その財産の信託設定を援助できると定めている。なぜ法定扶養義務者つまり近親のない高齢者の財産管理は、一般の高齢者と異なり、後見と信託という二本柱の構造が勧められるのか。それはおそらく、身寄りのない高齢者の後見人が権限を濫用しても容易に発見されないから、後見人の不正を防止するため、財産を信託しておいた方がよいと考えられたからであろう。つまり、心身障害者権益保障法はともかく、少なくとも老人福祉法の条文から、信託が後見人の不正を防ぐための機能を有することは立法者に期待されていたといえる。但し、台湾のこの制度の基礎は、日本の後見制度支援信託と異なる部分もある。すなわち、扶養義務者のない高齢者の後見人は、親族ではなく、必然的に第三者・専門職が担当することとなる。そうすれば、老人福祉法における信託は、第三者・専門職後見人の権限濫用の防止策であり、本来は親族後見人の問題を対処するものではない。これに対して、日本の後見制度支援信託は、親族後見人による不正行為を防ぐものであると認識されている¹²。なぜ台湾の立法者が日本と異なり、親族後見人より、むしろ第三者後見人を信託していないのかは明らかではないが、それはさておき、以下の三で紹介する裁判例は、条文の適用される範囲を文言より拡大し、結果的に親族後見人も不正防止策の対象とされた。

他方で、未成年者支援の信託制度は、高齢者と障害者に関するものとは異なり、99年震災の際に正面から裁判所の信託設立の指示を認め、後見人の信託設立義務及び行政の強力な介入を承認した。それに併せて行政は命令で、信託の可能な財産の種類、受託者の資格等について詳しく定めている。その後、2003年「児童と少年福祉法および2011年「児童と少年の福祉及び権益保障法」は、信託の設立に関しては若干規制を緩和し、行政は裁判所に信託設立の指示を申し立てる権限を有するにとどまるしたが、行政は信託の運用についてはなお命令を制定して規制することを予定している。これは高齢者と障害者の財産管理には見られない、より積極的な支援である。

なぜ立法と行政は未成年者支援の信託にこれほど力を傾注しているのか。それには二つの理由が考えられる。まず、未成年者の後見人について、民法1094条1項が資格者の順位(同居している祖父母は最優先。次は同居している兄または姉。第三には同居していない祖父母。最後に三等親内の傍系尊属、所管官庁、社会福祉機構または他の適切な者)を定めているため、未成年者に祖父母または兄姉がある場合には、それらの者は必然的に親族後見人となり、裁判所はこの順位に反して第三者を後見人に選任することはできない。これに対して、成年後見人の選任に関する民法1111条1項はこのような順位を設けていないため、裁判所は柔軟な判断が可能である。要するに、未成年後見人は親族である蓋然性が高いので、その不正を防止するために信託を活用する必要性も高い。加えて、利益団体のロビー活動の強さも関係していると思われる。つまり、以上には国の所管官庁すなわち内政部の組織編制が反映されている。すなわち、未成年者に関する事務は独立の「児童局」が所轄するのに対して、高齢者と障害者の事務は、社会保険・生活保護・社会団体・女性福祉等の業務を管轄する「社会司」が取り扱っている(ちなみに地方自治体に

¹² 浅香・内田・前掲注1)33～34頁。

はこのような区別がなく、未成年者関連事務も各地自体の「社会局」に所管されている)。いずれにせよ、成年後見支援信託の運用に不明な点がある場合に、未成年後見に関する諸規定を参照することは可能であると考えられる。

三、裁判例からみた運用の実態

本人の財産を信託せよと明確に指示した裁判は、筆者が検索したところ、三件にとどまっている¹³。いずれも禁治産者の後見人の解任及び新たな後見人の選任に関する争いである。その中に、台湾花蓮地方法院民事裁定 98(西曆 2009)年度家抗字第 9 号は、信託を決定した裁判所の見解がもつとも詳しく述べられているため、以下で取り上げて紹介する。

1. 事実関係

1928 年に出生した A は、2003 年 2 月に妻 B とともに団体ツアーに参加し、車の事故に遭い、B が死亡した。A は死を免れたが、心神を喪失し、寝たきり状態となった。その財産には、多くの不動産が含まれており、毎月の賃料収入が 14 万円(40 万円相当)に達している。A と B との間には C、D、E 三人の子がいる。D と E は台北に住んでおり、B の遺産分割をきっかけに Q と対立するようになったため、裁判所は 2003 年 12 月に A に対して禁治産開始の裁定を下したが、C、D、E のいずれも後見人とならず、B の弟である Z が後見人に選任された。しかし、A の治療と介護は花蓮の病院で行われており、現実には花蓮に居住している末っ子の E が A の世話を担当している。数年後、E は、Z が台北に住んでおり A の世話に適しないことを理由として、Z を解任の上、E を新たな後見人として選任するよう裁判所に申し立てた。

原審は、様々な証拠を調べた結果、Z の解任を認めず、「後見人の選任後、関係者らが財産管理に関して常に争い、信頼関係が破壊された事情に鑑み、後見事務の滞りを防ぐため、後見人は 4 ヶ月以内に財産目録を提出し、その謄本を A の戸籍所在の老人福祉所管官庁に送付し、さらに、財産目録の提出から 6 ヶ月以内に、A の財産を、国の所管官庁に許可された信託業機構に渡し信託を設定しなければならない」として E の申立てを却下した¹⁴。

2. 裁定の要旨

それを受けて E は抗告したが、本裁定は、原審の理由付けを認めた上で、さらに議論を展開し、同様な結果を判示した。すなわち、「老人福祉法第 14 条と心身障害者權益保障法第 83 条の立法趣旨は、高齢者または障害者の財産が専門的な機関に管理されれば、その収益が高齢者または障害者の生活に資することができるほか、高齢者または障害者を実際に世話する者を財産信託の機構と区別し、相互牽制の効果があるため、高齢者または障害者の財産が守られるという考え方に基づくものである。(下線部は筆者)...禁治産者の財産を保護するため、上記の立法目的に照らせば、裁判所は、禁治産者の財産を信託させ信託

¹³ 司法院の法学資料検索系統 <http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm> で調べる。このデータベースは、最高法院の 1996 年以降、及び各高等法院と各地方法院の 2000 年以降の全部の裁判を収録している。これを範囲に検索した結果、裁判所が(旧法時代の禁治産者も含む)被後見人の財産を信託すると命じる裁判は、台湾士林地方法院 96(西曆 2007)年度監字第 64 号裁定、台湾花蓮地方法院 97(西曆 2008)年度監字第 79 号裁定、台湾花蓮地方法院 98(西曆 2009)年度家抗字第 9 号裁定があり、合計三件である。ちなみに、花蓮地方法院の二件の裁定は同じ事件である。

¹⁴ このような理由付けは、以前の台湾士林地方法院 96 年度監字第 64 号裁定に類似している。

業者にその管理・処分を委ねることを、後見の方法として指定することも可能である。¹⁵⁾このよう
な後見方法の指定は、裁判所が後見人に課す義務であり、執行名義ではないため、強制
執行の問題にならない。とはいえ、後見人が裁判所の指定に反し信託を設定しなかった場
合に、それは後見人が禁治産者を保護する義務を果たしていないと認定される可能性があ
り、利害関係者がそれを理由に裁判所に後見人の変更を申し立てることができる。したがっ
て、原審が信託設定を後見の方法として指定した実益がないこと、及び強制執行ができな
いことを理由とした抗告人の主張は誤りがあり、採用することができない¹⁶⁾としている。

3. 裁判例からの示唆

裁判所が後見人に対して本人の財産を信託するように指示できる法的根拠は何であろう
か。老人福祉法第 14 条第 1 項と心身障害者權益保障法第 83 条は、国または地方自治体
が信託を推進することを宣言しているのみであり、裁判規範とはならない。また、老人福祉法
第 14 条第 2 項は、確かに禁治産者である高齢者の財産を信託に付すことができると定めて
いるが、文言上は「法定扶養義務者のない老人」に限られている。本件は明らかに扶養義
務者が不在ではなく、この規定から裁判所が信託設定を指示できるという結論を導き出
すのは困難である。そのためか、裁判所は直接に条文を根拠とするのではなく、むしろ立法
趣旨から自らの判断を正当化しようとした。すなわち、本裁定は、信託の立法理由として、第
一に生活費用の捻出の確保、第二に後見人の不正の防止（「牽制」）を挙げた上で、本件で
は高齢者が扶養義務者を有するものの、一部の親族が後見人に対して不信任を抱いてい
たことから、後見人の不正防止の要求が扶養義務者のない場合と共通しているため、財産
を信託させると判断したわけである。

この方法は、日本における家裁の指示書に基づく後見制度支援信託とかなり類似している
といえよう。但し、後見制度支援信託は、信託契約の締結のみならず、一時金の交付、信託
の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われる。その一方、台湾におけ
る裁判所が指示した信託は、確かにその契約締結に裁判所が関与するが、契約成立後、
仮に後見人が無断で信託を変更・解約しても、法的にそれをコントロールすることができな
い。せいぜいそのことが後見人の解任事由に当たりと介し、事後の救済を認めるほかない。

四、信託実務からみた運用の実態

心身障害者權益保障法と老人福祉法は、確かに明文で信託の設定を制めているが、現
実は果たして立法者の期待が実現されているのか。以下では、数少ない信託実務の資料か
らこの問題を検討する。なお、ここで紹介する信託には、裁判所または公的機関を経由した
ものに限らず、本人または法定代理人によって成立したものもすべて含まれている。

1. 障害者支援の信託

信託業が営んでいる障害者支援信託は、自益または他益の両方の可能性がある。中華
民国信託業商業同業公会の統計によると、2011 年 1 月現在、台湾では障害者支援信託業
務を扱っている銀行は、計 19 行ある¹⁵⁾。そのうち、10 行は金銭信託に限っており、残る 9 行

¹⁵⁾ 中華民国信託業商業同業公会の HP <http://www.trustl.org.tw/content/index.asp?pno=127>を参照。

←収益が乏しい。

後見制度

は、現金以外、有価証券と不動産をも受け入れられている。信託財産の最低額は、制限なしから500万円(約1,400万円に相当)まで多様であるが、300万円(約840万円に相当)という基準がもっとも多い。信託にかかる手数料として、契約手数料(約3,000円～5,000円)、管理手数料(信託財産価値の0.1%～0.6%)、契約変更手数料(一回約1,000円)がある。しかし、全体の利用件数がどれくらいかは不明である。

2. 高齢者支援の信託

高齢者向けの一般的・定型的な信託商品は、自益信託であるため、以下で述べる高齢者支援信託は、高齢者自らから財産を信託させ、委託者兼受益者タイプ(自益信託)である。まず、信託財産の種類は、主に現金と有価証券に限られている。法的には不動産も対象となっているが、信託業者は一般的に不動産の取扱いを好まず、拒否することが多い¹⁶。次に、研究者が信託を業とする銀行を相手にアンケート調査を実施した結果では、2009年1月1日～2010年9月30日の間に、高齢者支援信託を扱っているのは13行のみであることがわかった。この21ヶ月の間で、もつとも実績が多かった銀行でも、契約数が60件以下である。また、3行では契約数が僅か1件に止まっており、利用者が非常に少ないことがわかる¹⁷。さらに、委託者の契約時の年齢について、60歳以下が102件、61～65歳が27件、66歳～70歳が63件、71～75歳が5件、76歳～80歳が9件、81歳以上が12件となっている。60歳以下の年齢層が積極的に高齢者支援信託を利用する理由としては、教育水準の上昇、財産に対する個人権利意識の向上及び少子化が挙げられる¹⁸。その他、委託者の居住地域としては、台北市がもつとも多くなっている。また、契約当初の信託財産額は、500万円以下が197件、501～1,000万円が12件、1,001万円～1,500円が4件、1,501万円～2,000万円が3件、2,001万円以上が2件となっている。このことは、台湾では定年後、自由に運用できる資産が500万円以下の階層が71.1%を占めているという別の調査結果から説明できる。また、富裕層が仮に信託を利用したとしても、すべての財産を信託に付すのではなく、むしろ資産運用の多様化を図っているから、結果的に高齢者支援信託は、500万円以下の規模に集中している¹⁹。

総じてみれば、台湾には障害者・高齢者支援の信託商品が存在しているが、高齢者向けの信託を例とすれば、21ヶ月の期間中に、全国で100件程度の信託契約しか成立しているという事実から、信託はさほど活用されていないことがわかる。特に、同じ時期に後見開始の裁定が毎年2,000～3,000件あったという数字²⁰と対比させると、財産管理が必要であっても、信託を選ぶ確率はきわめて低いといえよう。

3. 未成年者支援の信託

現在、未成年者のために利用されている信託の実情は明らかではないが、1999年震災の被害児童と少年を保護するため、前述した通り、行政の強い権限が認められたため、児童局は当時の未成年者の信託状況のある程度把握していた。その内容は以下

後見制度
支援信託
3,000円/月↑
(手数料代め)

¹⁶ 游基政『我国銀行發展老年安養信託之研究』台湾大学管理學院碩士論文(2011年)35頁。

¹⁷ 游・前掲注(16)38～39頁。

¹⁸ 游・前掲注(16)40頁。

¹⁹ 游・前掲注(16)41頁。

²⁰ 後見開始の許可裁定は2010年は3,221件、2009年は2,089件。詳しくは、司法院統計処編『司法統計年報』(2010年、2009年)表31を参照。

預金 平等判決 弁護士に預けたお金 信託的構成

の<表>の通りであり、信託金額の最高は690万円で、最低が75万円である。また、111人の中の52人は、毎月の利息配当方式を選択し、その配当額の最高は20,286元、最低が1,000元、平均は7,401元である。

<表 九二一大震災を契機に設立された未成年者の信託概況>

信託財産の価値	人数
100万円 (286万円相当) 以下	11
101～200万円 (289～572万円相当))	66
201～300万円 (574～858万円相当)	17
301～400万円 (860～1,144万円相当)	9
401～500万円 (1,146～1,430万円相当)	4
501万円 (1,431万円相当) 以上	4
合計	111

(資料は、九二一大震災のために内政部児童局と財団法人児童福祉連盟が設立したウェブサイト <http://www.921kids.org.tw/web/law/lawView.asp?UnitID=41> から)

このような信託はすべて受益者が成年に達したときは終了するとされているので、現在の数は設立当時より減少していると思われる。

五、結びに代えて

台湾の学説は障害者・高齢者・未成年者支援の信託についてはどのように評価しているのか。信託を活用する障害者保護と未成年者保護について言及する学説はそれほど多くないが、言及する限りでは、概ねこの制度を積極的に評価している²¹。これに対して、高齢社会の風潮か、高齢者の財産管理のために信託の有用性を強調し²²、老人福祉法の規定を肯定する学説は多い。

仮に高齢者が健康なうちに、将来の意思喪失に備え、予め自らの財産管理を信託に付すとは決しておくのであれば、特に問題がない。ただ現実には信託を利用する数がまだ少ないことはすでに四で述べた通りである。それに対して、本稿の二三で検討した問題状況は別であり、すなわち、すでに判断能力が不十分である高齢者または障害者について、その財産の信託設定を他人(裁判所、行政機関、法定代理人である後見人)が代わりに決めてよいのかがこの課題である。

心身障害者権益保障法、老人福祉法と児童と少年福祉及び権益保障法は、後見人の財産管理権限を(日常生活費に関するレベルまで)制限し、財産の大半を信託に委ねるを謳っている。その具体的な仕組みとしては、裁判所が後見の裁定において、被後見人の財産を信託に移転させと後見人に命じる(指示すること、すなわち、裁判所による後見方法の

²¹ 潘秀菊『身心障礙者信託規劃之相關議題』(2010年)10～12頁は、障害者が信託を必要とする理由を説明している。王文宇・李淑容・楊培珊「台北市老人及身心障礙者財產信託制度之規劃(上)」法令月刊56卷3期(2005年)20頁。

²² 潘秀菊「從遺囑信託与成年安養信託探討台湾現行信託商品於發展上所面臨之障礙与突破」月旦財經法雜誌17期(2009年)103～111頁。潘秀菊「高齢化社會信託商品之規畫」月旦財經法雜誌12期(2008年)4～6頁。周世珍「高齢社会信託制度之活用」長期照護雜誌9卷4期(2005年)283～286頁。王・李・楊・前掲注21)18～19頁。王育慧「論高齢者財産管理法制」警大法學論集9期(2004年)224頁。

よる後見方法の指定が採られる。これは、被後見人の意思を介さずに、裁判所と後見人が共同で被後見人の財産を信託することである。しかし、そもそも民法において法定後見制度が設けられている以上、被後見人となった高齢者または障害者の財産管理は、後見人が行うはずである。他方で、信託は、財産管理の機能を担う契約の一種であり、任意後見や代理権の授与と同様に、本来は財産主体が自ら決定したうえで締結するものであって法定の財産管理制度（法定代理）ではない。そのため、裁判所と後見人（法定代理・管理人）という「他人」が、被後見人の代わりに、（任意管理のような）信託する意思を形成するということは、本来の信託の性質にそぐわないのではない。

後見人の権限濫用問題は、後見制度内部のメカニズム、たとえば、裁判所による監督の強化と徹底、第三者後見監督人の選任、複数の後見人の選任または事務配分等により対処

すべきであり、法定後見の上に（あたかも法定のような）信託を加えるという複雑な構成で解決することが望ましくないと考えられる。また、台湾の裁判例でみられたように、親族後見人との親族間に葛藤が生じた場合には、本来であれば、たとえば利害関係のない適切な第三者・専門職後見人に変更すれば十分であり（注23）、本人の財産を信託する必然性も存在しない。しかし、日本の後見制度支援信託と台湾の老人福祉法14条2項の（後見人の不正行為を防止するための）信託が、実務上徐々に認められつつある現在、信託は後見人を「牽制」する役割が期待されるようになり、伝統的な学説の理解と異なる進展をみせている。後見と信託との関係は、補完的・相乗的になっているのではなく、相互監視の関係となっていることには、奇異な感を受けざるを得ないのである。

(HUANG, SIEHCHUEN)

（注23） 親族間に紛争がある場合には、専門職を後見人に選任するという方策を採るべきで、後見制度支援信託を利用する必要はないとする見解は、浅香=内田・前掲（注1）38頁。

1年を経過した被災地における 高齢者・障がい者の現状と 支援の実際

社会福祉士 小湊 純

1 はじめに

平成24年3月11日14時46分、海の見える丘に立ち、サイレンの音とともに手を合わせ、祈った。今まで経験したことのない、心の奥に沁みる1分間であった。直接津波被災をしていない私ですらそうであったということは、被災された人たちは、何十倍、何百倍ものさまざまな想いを抱いていたのだろう。この1年は、長いとか短いとかいうより、無我夢中だった。

震災2日後の平成23年3月13日、一般社団法人宮城県社会福祉士会と宮城県ケアマネジャー協会は、相談支援の専門職として「高齢者・障がい者等要援護者支援」をすることとして支援活動を開始した。時間の経過とともに変化する生活ニーズに対応するべく、行政と地域包括支援センターとの意思疎通に努

〔表1〕 宮城県社会福祉士会の震災支援の取組み

3月13日	巨大津波被災地、亶理、山元、岩沼、名取、仙台へ。宮城県ケアマネジャー協会会長と協議後、宮城県庁へ出向き、担当課である長寿社会政策課と協議。宮城県ケアマネジャー協会は「避難している要介護者保護支援を担当する」とすること。
3月14日	避難要介護者保護に向けて、宮城県、被災市町、受入れ施設と調整へ。
3月17日	東松島、石巻、女川へ。役員・支部役員等の安否確認と連絡体制確保。
3月18日	南三陸、気仙沼へ。役員・支部役員等の安否確認と連絡体制確保。 亶理、山元状況確認、仙南保健福祉事務所へ状況報告。 亶理にて、避難所高齢者アセスメント開始（～3月19日）。

め、「地域包括支援センターをバックアップする」という立ち位置での活動をしてきた。医療やヘルスと同じ病気や健康という視点ではなく、「生活」に視点をおき、社会福祉士、ケアマネジャー、弁護士等による「福祉の総合相談支援」体制での支援に努めてきた。あくまで地元の支援者の後方支援としてである。〔表1〕に、その活動について時系列にまとめた。

2 高齢者・障がい者に関する被災地の状況

平成24年2月1日現在の宮城県内の死亡者数は9510人（このうち、70歳以上が3607人（43.82%））である。行方不明者数は1694人で、70歳以上の人の占める割合が同じだと仮定すると742人となる。70歳以上の高齢者が4349人も亡くなったということである。ま

■21世紀の司法書士像を創る総合法律情報誌■

市民と法

（B5判・年6回刊・直販年間購読制 税込9,000円）
第74号（12年4月1日発行）主な内容（予定）

【論説・解説】

・オンライン登記申請を活用した司法書士業務の効率化
司法書士 小林 亮介

〈特集〉反社会的勢力排除と法律実務

- ・反社会的勢力の現状と排除のための対策
弁護士 田中 清隆
- ・暴力団排除条例における利益供与禁止規定と法律実務との関係
弁護士 和田 敦史
- ・暴力団排除条例と司法書士会及び司法書士の実務対応
司法書士 内藤 卓
- ・反社会的勢力への対応 Q&A
虎門中央法律事務所 ほか

■日本執行官連盟・編集■

新民事執行実務

（B5判・年1回発行・税込1,575～2,100円）
—No.10（12年3月発行）の主な内容—

【座談会】土地明渡・引渡執行事件の実務上の諸問題
浜秀樹（司会）、野村秀敏、志賀剛一、入江寛、菊永充彦、櫻井茂雄、宍戸清志、谷口義一、十川博、三宅正一
【講演録】法務局が行う筆界特定の手続／半田勝秋（大阪法務局統括登記官）

【論説・解説】

- ・民事執行法75条1項という「損傷」と買受希望者に対する情報提供のあり方／大島雅弘（京都地裁第5民事部判事）
- ・動産等執行事件（保全事件を含む）における特殊な目的物に対する実例報告／森 勇（長崎地裁大村支部執行官） ほか

東京都渋谷区恵比寿3-7-16
〒150-0013 TEL. 03-5798-7257 FAX. 03-5798-7258（営業）
http://www.minjiho.com/ info@minjiho.com

発行 民事法研究会